

追試験について

1. 受験資格

各学部修学規程に定める追試験の受験資格は、下記の各項に該当する者にこれを認める
ただし、受験の可否については教授会において審議し決定する

記

- ① 傷病等による公的な診断書のある者、および採否に関わる就職活動の証明書のある者
- ② 定期試験期間中に次の事項で休んだ場合、保護者及び他の証明書がある者
 - イ. 父母、配偶者（それに準ずる者を含む）または子が死亡した時…………… 7 日
 - ロ. 祖父母または兄弟姉妹が死亡した時…………… 2 日
 - ハ. 上記の親族における 1 周忌までの法要を行う時、または
上記以外の親族が死亡した時…………… 1 日ニ. 交通事故で被害者の場合は、事故が発生したその日から追試験を受験できる日まで
※ 上記イ～ハについては、これに要する往復の日数を認める場合がある
- ③ クラブ活動における公式試合に参加するため、あらかじめ許可を得た者
詳細は次のとおりとする
 - イ. 公式試合とは、関西大会以上の試合とし、団体・個人の別を問わず認める
 - ロ. 追試験の対象期間は、当該試合期間および往復に要する日数とする
- ④ 交通機関の延着の場合は、次により認定する
各時限において、30分以上の延着証明(Web 遅延証明書もしくは公の証明書に発生日、時間帯が明記され、代表者の印のあるものに限る)を添えて、原則として発生日に教務課の窓口
に申し出て、申請事項と相違ないと認められたとき
- ⑤ その他、特別な理由のある場合

2. 追試験申込受付および試験日

- ① 申込場所:本館 1 階 教務課
- ② 申込期間:令和 7 年 1 月 22 日(水)～1 月 28 日(火)
 - 受付時間は、平日 9 時～17 時まで
土曜 9 時～12 時 30 分まで
(注)1/25 は 12 時 30 分までですでお間違いの無いようお願いします。
 - 申込みには、公的証明書が必要（受験料1科目 1,000 円）
なお、申請理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合には、受験料は不要
- ② 受験資格可否及び追試験時間割発表期間:令和 7 年 2 月 4 日(火) 13 時～追試験終了時まで
掲 示: 13 時以降に本館 1 階・教務課前に掲示
ポータルサイト: 受験可の学生に限り、学籍番号、試験日、教科を表示します(※)
(※) ポータルサイトで確認する場合は、ポータルサイトへログインが必要です
PDF にて表示します (PDF を表示するには、PDF 閲覧用ソフトが必要です)
- ③ 追試験実施日:令和 7 年 2 月 5 日(水)、2 月 6 日(木)、2 月 7 日(金)／(3日間)

以上